

ニセコ町景観条例(平成16年条例第14号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(事前景観調査)</p> <p>第29条 開発事業者は、<u>前条</u>の協議に先立って、当該事業の実施により、景観上影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、事前景観調査(以下「調査」という。)を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(事業計画の事前公開)</p> <p><u>第28条の2 開発事業者は、前条の開発事業において、関係住民等に対し、景観づくり等への相互理解を深めるため、当該事業の内容を構想段階から公開するよう努めるものとする。ただし、公開時期については開発事業者が自ら設定し、次条の規定による事前景観調査の前までに行うものとする。</u></p> <p>(事前景観調査)</p> <p>第29条 開発事業者は、<u>第28条</u>の協議に先立って、当該事業の実施により、景観上影響を及ぼすおそれのある地域を対象として、事前景観調査(以下「調査」という。)を行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p>